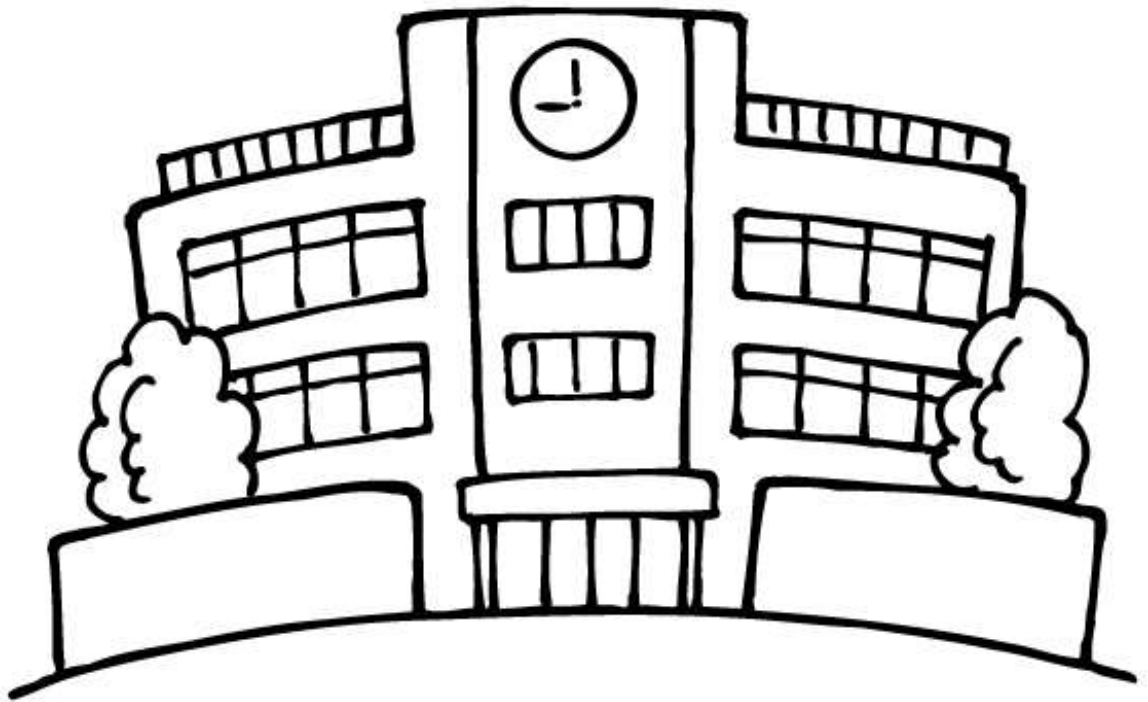


令和6年度

宜野湾市立真志喜中学校

《生徒指導に関する確認事項》



【学校生活に関する確認事項】

1. 朝の登校について

- (1) 8:10 までには登校しましょう。8:15 のチャイムが鳴り始めた時点で教室に入室していないと遅刻となります。授業遅刻についての判断も同様なので、5分前行動を心がけよう！
※ チャイムが鳴り始めた時点で入室しないと「遅刻」と判断されます。
- (2) 靴は自分の靴箱へいれましょう。外履きは下段へ、上履きは上段へ入れること。
※ 自分の靴箱に靴がない生徒は、登校していないとみなされることがあります。
- (3) 自転車での登校は禁止です。放課後、休日、長期休日でも自転車登校は禁止です!!

2. 入室について

- (1) 朝の遅刻や時差登校の生徒は全体会議室にて入室許可書を記入してから教室へ入る。入室許可書を提出しない生徒は、必ず記入してからの入室すること。
- (2) 授業欠課については、以下の通りとなります。
 - ① 授業始業ベルで入室せず、先生方からの度重なる入室指導に応じることが出来ない。
 - ② 授業中、教科担任の許可を得ずに学習場所にいないまたは学習場所からいなくなる。
- (3) やむを得ない事情による時差登校や授業遅刻、保健室利用により授業始業に遅れた場合は、理由ありの授業遅刻となります。また、教師の呼び出しによる指導で授業が受けられなかった場合は出席簿に「指」と記載し、欠課カウントにはならない。
- (4) 無断で校外へ出て欠課した生徒に対しては、その後は学校への出入りは原則認められない。

3. 授業の始業及び終業時について

- (1) 教室が散らかっている、机が乱れているような場合には環境を整えてから号令をかける。
- (2) 始業時、終業時の号令の中で教科担任による「身なり点検」を行います。注意を受けないように常に身なりは整えておくようにしよう。

4. カバン・所持品について

- (1) ノーカバン・中身の入っていないカバンの生徒は、校門・玄関で指導されます。改善が見られない生徒に関しては、保護者確認を行います。
- (2) カバンは、リュックサックやスポーツバッグなど、教科書やA4サイズが折り曲げずに入るもの、1日の学習用具が入る大きさの物とする。紙袋やビニール袋、ナップザック等は認めない。
- (3) 許可された学習用具以外（ハサミ、カッター等含む）の持ち込みは禁止です。
校内において携帯電話、スマホ等の持ち込みを確認した場合にはその場で教師が預かり、担任から保護者へ連絡を入れ原則保護者へ返却します。
- (4) 体育館シューズ、ジャージ等への落書きは指導の対象となります。消えない場合は新しく購入となります。
- (5) 校内や校庭への飲食物の持ち込み及び飲食は禁止とする。違反した場合には、学級担任による指導後、保護者へ事実内容を連絡し、改善がなければ生徒指導で対応となります。
- (6) 水筒(水、お茶)の使用は年間を通して認める。ペットボトルや紙パック、缶は認めない。

5. その他

- (1) 忘れ物をした際は、靴箱を介して受け取る。自分の学籍番号を保護者に伝えておくこと！
- (2) 学年間のトラブル未然防止のため、他学年、他学級への生徒の出入りは原則禁止です。
- (3) 雨天時の際、傘は玄関できちんと水をきり、各教室のベランダに置くこと。
- (4) 非常階段は非常時以外の使用は原則禁止です。
- (5) 多目的スペースでは、通行の邪魔になるたむろ、遊具（ボール）等の使用は禁止です。
- (6) エレベーターは使用禁止です。大きな荷物や給食コンテナを運ぶ時だけ使用可です。

【服装・身なりに関する規定】

- 1 服装については、真志喜中学校の各指定店で購入した制服及び学校ジャージ、体育着とする。
おさがりについては生徒指導担当の許可を得たものに限る。
- 2 制服の着用については、生徒本人の健康管理上の観点から年間を通して夏の制服と冬の制服のいずれかを生徒個人で判断して構わない。但し、儀式的行事や学校行事については、学校が指定する正装とする。
- 3 夏の制服、冬の制服及び学校ジャージの着こなしについては次の通りとする。

夏の制服	<p>(1) 上着について</p> <ul style="list-style-type: none">・【旧】 シャツ、ブラウスの裾はズボン又はスカートの中に入れること。・【新】 裾を外に出して着る裾オーバータイプとなる。・シャツは第2ボタンまできちんと留めること。ブラウスは第1ボタンまで留めること。・〇〇に学校名・氏名の記名を行うこと。・【旧】 ベストの着脱については、寒暖の状況に応じて個人で判断してもよい。 <p>(2) ズボンについて</p> <ul style="list-style-type: none">・〇〇に学校名・氏名の記名を行うこと。 <p>(3) スカートについて</p> <ul style="list-style-type: none">・スカート丈は膝を覆う程度とする。膝頭の下に合わせることを奨励する。スカート丈を合わせるために腰で曲げる行為については指導対象としない。・※スカート丈については、個人の成長に応じて変化することを考慮する。・〇〇に学校名・氏名の記名をすること。 <p>(4) リボンの着用について</p> <ul style="list-style-type: none">・【旧】 スカートを着用する場合は、ブラウスの首元にリボンを着用すること。 <p>(5) ベルトについて</p> <ul style="list-style-type: none">・黒、紺、茶系統のいずれかとする。 <p>(6) 肌着について</p> <ul style="list-style-type: none">・色は白、黒、紺、ベージュを基調としたものを奨励する。・長そで、七分丈、ハイネック等、制服のシャツからはみ出る肌着については禁止する。 <p>(7) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・冷房等で肌寒さを感じる場合は、ジャージ(上着)の着用を認める。但し、原則として集会時や儀式的行事、学校行事においては着用しないものとする。
冬の制服	<p>(8) 上着について</p> <ul style="list-style-type: none">・【旧】 ズボン着用の場合は学ランを着用し、スカートを着用する場合はジャケットを着用するものとする。学ランを着用する場合は、第1ボタンまで留めること。・【旧】 学ランの下から着用するものは学ランからはみ出ないものとし、学ランを脱ぐ場合は制服シャツを着用しているものとする。・【新】 ジャケットの下に防寒着を着用する場合は、シャツ・ブラウスの襟元が見えるものに限る。但し、<u>学校指定ジャージの着用は認める。?</u>・長袖のブラウスを着用する場合は、袖ボタンを閉じること。 <p>(9) スカートの着用について</p> <ul style="list-style-type: none">・寒さが厳しく感じられるときは、無地の黒・紺一色のタイツ・レギンスの着用を認める。但し、足首やすねは靴下などで覆い肌が見えないようにすること。 <p>(10) 上記以外は夏の制服の規定と同じとする。</p>

【新】令和6年度以降に入学する新一年生(48期生)より導入される新制服を示す。

【旧】令和5年度までに入学した47期生までが着用する制服を示す。

※儀式的行事(入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式等)には以下のような正装で出席すること。
儀式的行事の前に学級担任の先生から確認があります。

夏の正装		冬の正装	
			
ズボンタイプ	スカートタイプ	ズボンタイプ	スカートタイプ

夏の正装		冬の正装	
			
ズボンタイプ	スカートタイプ	ズボンタイプ	スカートタイプ

4 頭髪については、常に清潔に整えること。

(1) 髪染めやパーマ、変形頭髪、華美な流行の髪型については改善指導対象となる。但し、白髪やくせ毛等で悩んでいる生徒がいれば保護者と一緒に学級担任に相談して下さい。

〔※ ツーブロックの髪型許可については R5 生徒会からの要望があり、意見交換を重ねた結果、令和6年度から指導対象としないものとする。但し、「変形頭髪」と見なされるような過度なものについては指導対象にもなり得る。〕

(2) 整髪料は原則禁止とする。

(3) 長い髪はまとめることを奨励とするが、給食・清掃時間や体育、技術家庭の実習、理科の実験、朝会、儀式的行事といった場面では TP0 に応じてまとめるものとする。

(4) 髪をまとめるためのものは黒・紺・茶系統を奨励する。形状については、華美・大きな装飾品が付属していないものとする。

5 眉のカットや眉そり、眉抜きは禁止とする。但し、眉について悩んでいる生徒がいれば保護者と一緒に学級担任に相談して下さい。

6 ピアス(穴開け)は禁止とする。やむを得ない事情により穴あけを行っているもしくは行う場合は学級担任に相談して下さい。但し、校内でのピアスの着用は一切禁止とする。

7 化粧(カラーコンタクト含む)については禁止する。

- 8 アクセサリー等の装飾品の着用・校内への持ち込みを禁止する。事情によりどうしても身につけたい場合は担任に申し出ること。着用が認められた場合は、見えないように工夫すること。
- 9 靴下の色については特に指定しない。但し、儀式的行事は白・黒・紺系統のものとし、無地を奨励する。
- 10 靴は体育の授業で安全に活動できるよう、運動に適したものとする。
- 11 ジャージの着用については以下の通りとする。
 - (1) ジャージを着用する場合は、ズボンの裾を曲げない。
 - (2) ジャージ(体育着)の下から着用するものはジャージ(体育着)からはみ出ないものとし、ジャージを脱ぐ場合は体育着を着用しているものとする。
 - (3) ジャージ登校日で暑く感じられる場合は、体育着のみの着用でも構わない。但し、部着などでの登校は認めない。
 - (4) 雨天時はジャージで登校し、登校後に制服に着替えてもよい。また、状況によってはジャージ着用のまかも認める。

※教科の特性や安全面、衛生面などを考え、TP0 に応じて上記の服装・身なりに関する規定とは異なる対応をとる場合もありうる。